

# 超過累進課税制度 平均課税制度



平均課税制度のメリットをわかりやすく理解して頂くために、まずは下記の計算例を御確認ください。

・毎年課税される所得金額を600万安定的に稼ぐひとの所得	
↳ 令和3年 $6,000,000 \times 20\% - 427,500 = 772,500$ 円	3年合計 2,317,500円
↳ 令和4年 $6,000,000 \times 20\% - 427,500 = 772,500$ 円	
↳ 令和5年 $6,000,000 \times 20\% - 427,500 = 772,500$ 円	
・令和5年のみ課税される所得金額1800万を稼ぐひとの所得税	
↳ 令和3年 0円	3年合計 4,404,000円
↳ 令和4年 0円	
↳ 令和5年 $18,000,000 \times 40\% - 2,796,000 = 4,404,000$ 円	

毎年同じ所得を稼ぐひとに比べて、特定の年に原稿料所得が生じた小説家のような場合には、所得税額に倍近い差が生じてしまう可能性があります。そのような納税負担を調整するための税額計算の方法として、平均課税制度が用意されています。

【平均課税制度の計算式】				
2 平均課税の税額の計算等	変平均額所得の計算	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合 前々年分の変動所得の金額 前年分の変動所得の金額 変動所得の平均額 $(1) - ((5) + (6)) \times \frac{1}{2}$	(5) 前々年分の変動所得の金額 (6) 前年分の変動所得の金額 (7) 変動所得の平均額	
		(2) (1)以外の場合 本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	(7) 18,000,000	
	平均課税対象金額	(3) + (7)	(8) 18,000,000	
	課税される所得金額	(9)	(9) 18,000,000	
	調整所得金額の特別計算	(1) (9)の金額が(8)の金額を超える場合 調整所得金額 $(9) - ((8) \times \frac{1}{4})$ 特別所得金額 $(9) - (10)$	(10) (1,000円未満の端数切捨て) (11)	
		(2) (1)以外の場合 調整所得金額 $(9) \times \frac{1}{4}$ 特別所得金額 $(9) - (10)$	(10) (1,000円未満の端数切捨て) (11) 3,600,000	
	税額の計算	調整所得金額(10)に対する税額 平均税率 特別所得金額(11)に対する税額 $(11) \times (13)$	(12) 292,500 (13) 8% (14) 1,152,000円	
		税額の計(12) + (14)	(15) 1,444,500	
	(国税庁のHP 確定申告書等の様式・手引き等より)			

実際に今回の納税金額はいくらになるか、青字にて計算してみました。平均課税で計算した結果は1,444,500円となります。平均課税制度を適用しない場合は4,404,000円だったので、2,959,500円の節税になりました。全ての職業に使えるわけではありませんが、条件を満たせたときは節税効果の高い平均課税制度。今回は小説家のような変動所得がある場合に説明させて頂きましたが、実際には臨時所得がある方にも適用することが出来ます。どのような臨時所得を得ているひとが条件を満たすか、詳しく確認したい方はお近くのセブンセンス税理士法人まで。

ちなみにプロ野球選手も平均課税制度使えますよ。  
文 ● セブンセンス税理士法人 マネージャー 大塚 博史

## 【1】超過累進課税制度

プロ野球シーズンも日本シリーズ・ドラフト会議を終えて、暦も冬を感じる季節となりました。年があけると個人事業主のひとには確定申告シーズンがいよいよ開幕となりますね。所得税の計算は1月1日から12月31日までの暦年を単位とした課税所得金額に所得税の税率を適用して計算いたします。

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(国税庁のHP所得税の税率より)

上記の表のように所得税の税率は、所得が増えるにしたがって税率が段階的に高くなる超過累進課税制度をとっております。

実際の計算例として下記を例示させて頂きました。

・課税される所得金額が600万の場合の所得税
$6,000,000 \times 20\% - 427,500 = 772,500$ 円
・課税される所得金額が1800万の場合の所得税
$18,000,000 \times 40\% - 2,796,000 = 4,404,000$ 円

## 【2】平均課税制度

今回のもうひとつのテーマである、平均課税制度とはどのようなものなのでしょうか。

<<平均課税制度を利用できる条件の1(変動所得の場合)>>
下記のいずれかの所得(変動所得)がある場合
(1) 漁獲又はのりの採取から生ずる所得
(2) はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝又は真珠(真珠貝を含む。)の養殖から生ずる所得
(3) 原稿又は作曲の報酬に係る所得
(4) 著作権の使用料に係る所得
<<平均課税制度を利用できる条件の2(変動所得のみの場合)>>
下記のいずれかの場合
(1) 前年以前2年以内に変動所得の金額があるときは①と②を両方満たすこと
① 変動所得の金額 > (前年分の変動所得金額 + 前々年分の変動所得金額) × 1/2
② 変動所得の金額 ≥ 総所得金額 × 20%
(2) 上記以外の場合
変動所得の金額 ≥ 総所得金額 × 20%

SSG Topics

## セブンセンスグループ HPリニューアル!

この度、セブンセンスグループ公式HPをリニューアルいたしました。グループ概要・サービス内容・セミナー開催等のご案内はもちろん、各種広報誌のアーカイブも多数掲載しております。ぜひご覧ください!

QRコードからスマートフォンでぜひご覧ください

<https://seventh-sense.co.jp>

**たった30秒! 英語で「Topics」をYouTubeにて配信中!**

Please check out our English YouTube page!

ネイティブスピーカーのスタッフが、日本の税制やビジネス、そのほかさまざまなトピックスを、30秒間でコンパクトに英語で発信。情報収集や英語のヒアリングなどに、ぜひご利用ください!

Seventh Sense Group Channel | YouTubeサイト内[Seventh Sense Group]で検索・登録!

<https://www.youtube.com/channel/UCiZ0YyTxji7hPAlT0Lc101Q/>



運転手不足の救世主となるか? 「ライドシェア導入」

タクシー運転手減少、過疎地のタクシー不足、観光地の移動需要に対応するべく、ライドシェア導入の話が昨今話題になっています。岸田総理大臣も、10月23日の所信表明演説で、導入の検討を表明しました。ライドシェアで、様々な問題は解決するのでしょうか。

ライドシェアは、現状日本では禁止されている「白タク(自家用車による旅客)」を解禁するということ。G20主要国では、日本と韓国、イタリアを除き法制化され導入されています(内閣府資料参照)。海外事例ですが、利用にはスマートフォンアプリを使い、運転手に伝えずとも事前に指定した目的地に連れて行ってくれます。決済もオンラインで完結する。目安ですが、料金はタクシー料金の2~3割ほど安くなるそうです。

料金も安く使いやすそうですが、デメリットはないのでしょうか? 気になるのは安全性。タクシー運転手に求められる2種免許は、取得に時間も費用もかかります。客の命を預かるため、取得要件が厳しく設定されています。個人タクシー車両は、年1回の車検と3ヶ月の定期点検が義務付けられています。万一の事故に備えて、様々な保険にも加入しているでしょう。

タクシー料金は様々な安全性に投資した金額設定とも言えます。それを「適正」とみるか「過剰」と捉えるか。自家用車を使うライドシェアに、タクシー並みの安全性はなかなか期待できません。

そもそも日本では、不景気+タクシーの規制緩和で競争が激化、会社、運転手の収益も下がり気味な現状。副業として、また自分のクルマを活用して行えるライドシェア。収益が低いギグワーカーを増やしてしまう懸念もあります。活発な導入議論ですが、働く人への視点が足りているのでしょうか?

ですが、昼間の都内ではタクシーがつかまらないことがあるほど、運転手不足は実際の問題。良い施策が待たれるところです。



RIDESHARE

38 数独

A~Dに入る数字を足すといくつになりますか? 解答は、次月号に掲載します。

		3		5			8	
6			1			5		
	9				4			3
		2	C	9			6	
1		D	4		2	A		5
	7			3		4		
8			5				1	
		6		B	9			8
	2			4		6		

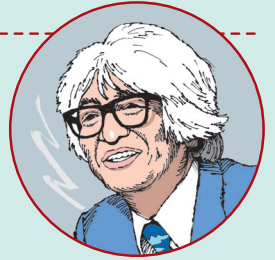
解答欄 <sup>A</sup> + <sup>B</sup> + <sup>C</sup> + <sup>D</sup> = 合計

11月号の答え <sup>A</sup> + <sup>B</sup> + <sup>C</sup> + <sup>D</sup> = 合計  27

先達に学ぶ。

「過去の人々の声に耳をすませる」

司馬 遼太郎 (小説家・ノンフィクション作家)



小説、紀行、エッセイ、対談など数多くの作品を残した作家、司馬遼太郎。「坂の上の雲」などの歴史小説や「街道をゆく」などを連想する人は多いだろう。「竜馬がゆく」の累計発行部数は約2500万部にものぼり、没後25年以上経った現在でも読み継がれている。

司馬が作家になる原点となったのは、学徒出陣で召集された戦争体験。当時22歳だった司馬は「なぜこんな愚かな戦争をするのか」と考え、日本の歴史に目を向けるようになる。戦後、産経新聞に入社。32歳の時に「ペルシャの幻術師」で小説家としてデビューする。新聞記者として働いたかわら、1960年に「臍の城」で直木賞を受賞。1966年に「竜馬がゆく」「国盗り物語」で菊池寛賞をはじめ、生涯で10を超える賞を受賞。「司馬史観」といわれる新しい歴史観と斬新な描写で人々に親しまれた。こうした功績が称えられ、1993年には文化勲章を受賞している。

司馬は記者時代から取材力が群を抜いていたという。1950年の金閣寺放火事件では、独自取材で犯人の動機をいち早くスクープした。作家になってからも資料蒐集を徹底していたことで知られている。司馬が本を書こうとすると、東京・神田の古書街から本がいつせいに消えたという。膨大な歴史資料を読み解き、資料の端々に潜む人々の声に耳をすませ、作品を作り上げていった。

抜群の取材力で人々の声に耳をすませ、言葉にしていった司馬は、病で急逝するまでペンを握り続けた。そうして生み出された名作の数々は、今でも多くのファンを引きつけてやまない。

今月の Book Review の一冊

それでも税務署が怖ければ賢い戦い方を学びなさい 調査官も知らない税務調査の急所

- 著者: 松嶋 洋
- 出版社: 金融ブックス
- 価格: 1,650円(税込)
- 発売中

“ブラックリスト入り”の元国税調査官が語る。「軽減税率導入後の税務調査はどうなる?」「領収書がなくても経費になる?」「税務署に提出する資料は少ないほうがいい?」業界紙「納税通信」にて連載7年の人気コラムから珠玉の知識と実践テクニックを厳選して書籍化。国税の裏側を知れば、とるべき対応が見えてくる。

kinyubooks.co.jp



今月、この日に何があった?



1958年12月1日 初の一万円札が発行される

第二次世界大戦敗戦後、インフレにより日常的に使用される通貨単位が銭から円になっていった。万の位が取引で使われるようになり、それらに対応すべく登場した。初代の一万円札の肖像画は聖徳太子(厩戸王・うまやどおう)。これは、1930年に発行が開始された「乙百円券(おつひやくえんけん)」以来、多く聖徳太子が採用されていたが、「内外に多くの業績があり、国民からの敬愛・知名度が高い、肖像を描くための資料がある」などが理由。そして2024年7月、また新たな図柄の紙幣に改まる。デジタル決済も多くなる中、親しまれる紙幣になるのか注目される。